



43 安全・安心な地域づくり



(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、16年12月に施行した。

●「街かど安全 72万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。令和元年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会およびPTAなどの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。令和元年度末現在で30組織(32校)が設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。令和元年度末現在で265団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が5人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月1回以上または年12回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震

災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は3消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。令和元年度末現在で34,253件の登録があり、令和元年度は137件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。令和元年度は延べ338件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。令和元年度末現在で5,620本を配備している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

令和元年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。令和元年度は、全小学校65校で実施し5,739人の児童に免許証を発行した。



(自転車運転免許証)

2 自転車安全教室

21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。令和元年度は12回(うち中学校が11回、公園等での一般向けが1回)実施した。

3 自転車シミュレーターを活用

26年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。また、27年度から、自転車シミュレーターを利用した交通安全教室を実施している。令和元年度は1回実施しており、この教室での利用者を含めた自転車シミュレーター利用者は50,936人であった。

●交通安全実施計画

29年1月、「交通安全対策基本法」に基づき「第10次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、毎年度、実施計画を策定し、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。

令和元年の区内における交通事故(人身事故)の発生状況は、発生件数1,174件、死傷者数1,345人であり、

発生件数・死傷者数ともに前年を下回った。

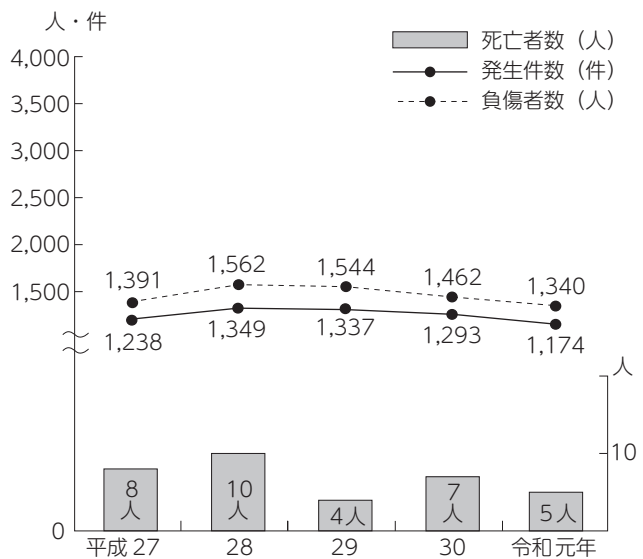
発生件数は、ピーク時の13年の4,038件と比べ、3分の1以下となり、大きく減少した。

[交通安全施設]

令和2年4月1日現在

種別	総数	対前年度増減
歩道	127,785 m	1,050 m
道路標識	2,701 本	4 本
街路灯	45,359 基	109 基
道路反射鏡	6,327 本	5 本
歩行者用防護柵	87,304 m	153 m
点字ブロック	2,403 か所	48 か所

[区内の交通事故の状況]



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、21年度分より「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年2～3月下旬に受付している。